

カール・レンナー『諸民族の自決権』(3)

太 田 仁 樹

第1部 民族(Nation)と国家

第1篇 民族(Volk), 民族(Nation), 国家, 人類

第1節~第6節(第34巻第2号)

第7節~第11節(第34巻第3号)

第2篇 多民族国家

第12節~第14節(第34巻第3号)

第1章 原子論的理解

第15節 a) 経済問題としての民族問題(本号)

第16節 b) 言語問題としての民族問題(本号)

第2章 有機的理解

第17節 総論(本号)

第18節 属地システム(本号)

第19節 属人システム(本号)

第20節 帝室直属地自治(本号)

第21節 民族的文化同輩団体と民族自治(本号)

第3篇 民族(Nation)(以下, 次号)

第4篇 国家

第5篇 連邦国家

第1部 民族(Nation)と国家

第2篇 多民族国家

第15節 経済—社会問題としての民族問題

各民族の大きさと力とが、国家権力の恩寵によるよりも、はるかに経済的および社会的な発展により規定されるということは、すでに別のところで示唆された。それについては、信頼するに足る数字を簡単にあげることができる。1871年にドイツとフランスの戦争が終わったとき、この二つの民族(Nationen)は、その民族集団(Volkstum)の物的大きさにおいて、ほとんど同等に対峙していた。ドイツの人口は4110万人、フランスは3610万人であった。だが、1910年には、ドイツは約6500万人、フランスはなお4000万人に達しなかった。戦争がなければ、ドイツは1925年には、推定でフランスの2倍の人口となったであろう。おそらく戦争はこの関係をフランスにとってより不利なものにするであろう。両民族(Nationen)の人口は、国民経済を基礎としている。生産力こそが問題である。1870年以前には、フランスの総対外貿易はまだドイツのそれよりも大きかった。この点で、戦争前にドイ

ツはフランスをはるかに凌駕した。世界におけるその勢力は、なかならず民族の人口力と生産力とにかかっているの、それらは、どのような国家的な言語法や文化法よりも、その権勢にとつてはるかに重要である。だが、これらの諸力を国家の立法や行政によって相当に助長したり、妨害したりすることは確かに可能なのである。二つの民族国家にとって妥当することは、一つの多民族国家の枠内の、二つあるいはそれ以上の民族 (Nationen) にも当てはまる。この場合には (通例)、同一の経済法と社会法が、二種あるいは多種の民族集団 (Volkstum) に対して異なった作用をするという相違があるのはもちろんである。

それゆえ、国家の経済政策と社会政策の方向、その力、永続的作用が、言語紛争や官職問題よりも、強く民族的諸党派の関心をひくはずなのである。この利害の無視が、ブルジョアの諸党派に対するあらゆる民族の社会民主主義者の正当な非難の対象である。この決定的な点において、ブルジョアの民族政策は皮相で、空虚で、民族 (Nation) に直接に害を及ぼし、破滅のもとになることも稀ではないことが明らかになる。民族 (Nation) の経済的、社会的な繁栄をまったく無視し、任官の意義を過大評価するこの政策を、私は別の所で、詳細に分析した^[原註1]。ここでは、民族集団 (Volkstum) の大きさと力とを決定する諸事情を簡単に説明するだけで十分である。そしてドイツ人の発展に対する諸事情を、チェコ人との比較で具体的に説明しよう。

オーストリアのドイツ民族は、その隣人とどのような関係をもっていたのか？ 古い時代については、正確な人口調査はないが、1851年からはチェルニヒの報告がかなり信頼できる。民族紛争の最も激しい土地として、ベーメンが知られている。そこでは、ドイツ人はチェコ人の突出に最も苦しんでいる。この闘争の歴史を思い出し、その結果を吟味してみよう。

1848年に、チェコ人は、長い政治的な無力の後、初めて立ち上がった。自由を求める運動に対する反動の勝利は、チェコ人をも打ちのめした。バッハ体制がドイツ語の官庁語を導入した1871年まで、チェコ人は、帝国議会でも州議会でも、官庁でも学校でも、無力であった。短命なポトツキー・ホーエンヴァルト内閣は、基本条項について国法上のエピソードをもたらしたが、1872年には、アウアースペルク内閣がチェコ人の希望をくじいた。1879年にはじめて、ターフェのもとで、彼らは再び議会上に登場し、政府の多数派になった。ようやくこの時以来、彼らは官職に進出した (1880年のシュトレマイヤーの言語令)。それゆえ、1851年から1879年は、ベーメン国政上の無力、言語上の劣位、1880年以降は、国家と州における寵遇である！

人口はこの間どのように増えたのか？ 以下の年におけるベーメンにおける居住者を千人単位であらわす。

	1851年	1880年	1890年	1900年
ドイツ人	402 ^[原註2]	371.2	371.9	372.7
チェコ人	598	628.3	627.9	626.7

1851年から1880年まで、ドイツ語を話す官庁体制の時代には、ドイツ人は、40万2千人あるいはユダヤ人を引いた後の38万6千人から、37万1900人に後退し、チェコ人は、59万8千人から62万8300人

に増大した！

さらに驚くべきことは、1880年以後の成果である。その年から、ドイツ人の人口は恒常的に増加し、20年間に37万1200人から37万2700人になったのに対して、チェコ人は62万8300人から62万6700人に後退した。これは、ドイツ語があらゆる官庁で抑制されていた時代のことである。まさにその中葉にバデーニ内閣がある1890年以後の10年間に、チェコ人官僚層は急速に増大し、ドイツ人は国家への奉職を避けていたのだ。

この奇妙な現象をどう説明すればいいのか？ 人口増加について語るなら、わがナショナリストたちは直ちに次のような決まり文句を使う。「残念ながらチェコ人種 (Rasse) はドイツ人よりも多産である。彼らは文化的欲求が少なく、ウサギのように繁殖行為ばかりしている。」「人種」についてのこの馬鹿話は、そこにドイツ人への侮辱が含まれていることで、より一層屈辱的なものである。民衆 (das Volk) は、子供を神の恵みと呼んでいる。品行正しい健康な人種はいつも多産であるが、不品行で病気の人種は多産ではない。多くのドイツ人ナショナリストは、あたかもチェコ人がドイツ人よりも活発な性生活をしているかのように言っている。だが性生活それ自体は重要ではない、さもなくばフランス人は非常に多産なはずである。むしろ重要なのは、女性が妊娠し、その胎内から胎児を生きて生み出すことができるのか、両親が子供を養育し、扶養することができるのか、大きく育てる能力があるのか、である。その場合には、世界のすべての人種に共通する両性の快樂以外のものが決定因となるのである。

その人種の養育にとっての主要な契機は、結婚の経済的可能性と子供の養育のために必要な収入である。広範な男女が、共同の家計を始め、子供たちを共に養育することが出来る状態にあること、これは国法的な土台の上ではなく、経済的な土台の上に実現されるのである。オーバーエスターライヒとチロルにおいては、結婚は多くなく、婚外出産がしばしばある。なぜか？ 有産農民の支持で農場主たちが農場制度に固執しているからである。下僕と日雇いは、自分の所帯を持つことができず、結婚せずに死んでいく。多くの婚外子が貧困と高山性クレチン病によって衰弱している。それに対し農民は、資産の分割を防ぐために、婚姻した妻とのあいだでは少数の子供をつくるのを好む。オーストリアのドイツ民族にとって、とくにヴィーンにとっては、これは最悪の結果をもたらす。ヴィーンは、ドイツ人の大きな後背地として、ドイツ人の住むアルプス地方を持っている。ヴィーンは、毎年数千人の移住を必要としている。だがドイツ人の後背地から受け入れることはできない。ドイツ人民族政党的農業資本主義政策は、そこで後継者の芽を摘んでしまい、衰弱させている。だからヴィーンは、ほとんどスラヴ人地域からの移住に頼っている！ ドイツ人のヴィーンにとっての主要な危険がそこにある。

ブルジョア的な民族政党的は、ただちに声高に予防の呼びかけを發した。「ドイツ人のヴィーン」はチェコ人による官庁への非ドイツ的な請願で危機にさらされている。この書類は彼らを狂気の沙汰に追いやるだろう。だが農業的な「兄弟政党的」の所有政策が、数十万のドイツ人労働者から自分の所帯を持つ可能性を奪い取り、数十万の子供をドイツ人の母の胎内で殺し、あるいは生きていても悲惨の中で衰弱させていることを知っても、多くのナショナリストはそれに関心を示さないであろう。この不断の民族的な嬰兒殺しとヴィーンの漸次的スラヴ化に責任のある政党的と、労働者の政党的はどのよう

に協力すべきなのか！

さて、ベーメンに目を転じよう。

ラウフバルクの先例に従って^[原註3]、純ドイツ人地区、強力なチェコ人少数者のいるドイツ人地区（混住ドイツ人地区）、ドイツ人少数者のいるチェコ人地区（混住チェコ人地区）、純チェコ人地区に地区分けし、1870年から1880年、1880年から1890年、1890年から1900年の十年ずつの結婚について比較してみよう。

ベーメンにおける千人あたりの結婚は以下のようである。

地区	1870—1880年	1880—1890年	1890—1900年
純ドイツ人地区	82.78	80.03	83.10
混住ドイツ人地区	89.41	79.26	85.75
混住チェコ人地区	81.32	73.01	75.05
純チェコ人地区	86.79	77.52	79.63

80年代は、総じて後の時期よりも結婚が多い。最も多数の新郎新婦を示している混住ドイツ人地域では、よく知られているように、チェコ人農業地方の真ん中にドイツ人の工業があるか、ドイツ人の炭田でチェコ人労働者が働いている（千人のうち89カップル以上）。チェコ人の農業人口は当時最も多く結婚した。当時都市は急速に成長したので、混住地域には、市民階級も現われた。純ドイツ人地区では、82.78のカップルしかない。すなわち、工業労働者は簡単には結婚できず、その収入はあまりにもつましく、その状態は独立できるほどのものではなかった。

90年代は、事情が急速に変化する。どこでも結婚は減少した。チェコ人地域では最も顕著である！（ナショナリストが不変の要素だとみなしている人種の急激な劣化があったのだろうか？）ドイツ人工業地域は最もよい位置を維持している。次の10年間（1890年から1900年）には、すべての地域で上昇しているが、ドイツ人工業地域が先行し、チェコ人およびドイツ人農業地域は遅れたままである。

この奇妙な事実はどのように説明できるのか？ 下層階級の子は、——幸運なことに！——みな出来るだけ早く、結婚したがる。しかし、経済的な事情がそれを許さない。だが大きな変化が生じた。田舎の人はますます結婚が難しくなっている。農民経済は限界で、老人が財産をしっかりと握り、若者は自分の所帯を持つのが遅くなり、農村労働者はたいていはもう所帯を持ってない。だから高度農業政策は、ここでもアルプス地方のような影響を与え始めている。

だが工業においては、どうして徐々に改善されているのか？

アルプス地方よりも古い歴史を持つベーメンのドイツ人地域の社会民主主義的な組合運動は、工場労働者層を企業家から独立させ、自立させていて、彼らの運命はずっと改善されて、結婚数は増大している。数十年の闘いで、とくに小ブルジョア的経済政策のもたらす不快事である「親方」のもとの「職人」の泊まりや賄いを止めさせた。数十万の労働者が、このようにして僕婢の地位からプロレタリアートの経済闘争を救いだし、自分の所帯を持つ可能性を獲得した。それゆえベーメンのドイツ人工業地域ではより多くの結婚ができ、今日すでにベーメンのドイツ人工業地方は、人口力において

チェコ人農業地方を凌駕することになっている。戦争の犠牲が、今日ではまだ見極めることのできない新たな危険な人口変動を引き起こさない限り、ベーメンのドイツ人部分にとっての主要な危険は除かれている。だがこの労働者の独立の憎むべき敵は、まさに民族的企業家であり、彼らは民族の名で、親方の家でのドイツ人としての教育と礼節とを失っているこの貪欲な労働者を声高に呪って、ドイツ人家族の基礎を固めようとしている。

広まっている偏見は今日もなお農民層のなかに民族の力を見いだしている。チェコ人にしても、ドイツ人にしても、農林業だけでは、もはや著しい民族的な成長を遂げることはない！ 農場所有者と農民は、急速に二人子供体制となり、民族的に不生産的になっている。彼らの下僕は、結婚の可能性を与えられていない。都市の市民も資本主義の本能から子孫を制限している。民族的な人口力は労働者に移行する。彼らが自立しているほど、自由であるほど、賃金が高いほど、労働者の結婚は多く、力強い民族的な後継者は多くなる。

だから、民族の成長が性的衝動の強さ次第であるというナショナリストたちの見解は根本的に間違っている。結婚そのものは、子供を産み、養い、育てる経済的な力ほどには重要でない。労働者が、妻の出産能力を維持し、子供を育てるのに十分な家族賃金を得なければならないということは、明白なことである。よりよい賃金のための闘争で、彼らは同時に妻と子供のために闘い、同時に彼らが大多数をしめる民族の威勢のために闘う。

ドイツ人とチェコ人の子供の出生数を比較するのは非常に重要である。10年ごとの千人あたりの子供の出生は以下のようなものである。

	1870—1880年	1880—1890年	1890—1900年
純ドイツ人地区	381.1	374.4	368.8
混住ドイツ人地区	421.3	376.4	393.5
混住チェコ人地区	367.4	343.9	332.9
純チェコ人地区	390.0	374.6	346.3

結婚に際して詳述されたことが、ここで驚くほど確証されているのがわかる。70年代には高い出生数であるが、80年代および90年代には、急速に発展する資本主義が、婦人の出産と結婚生活を荒廃させ、出生数を非常に引き下げた。農業資本主義は、受益者（土地所有者）とその犠牲者（農村労働者）の繁殖力を低めた。チェコ人農村人口の出生数は、工業人口のそれよりも低くなり、390から346に、367から333になった。それに対して、元来の工業地方でのドイツ人の出生数は、421から376に低下したあと、再び393に上昇し、純ドイツ人部分の最終的出生数は、どちらのチェコ人のそれよりも高い368.8になった。

なんと心安まる結果であろう！ ドイツ人労働者が子供を養育するのを惜みず、幼年期を育て上げ、よい学校に通わずために十分な賃金を得ていれば、どの時代にもチェコ人のベーメンへの侵入は減少するのだ！

この現象の最奥の原因を、何よりも母親の経済的および社会的な状態が示している。労働者の妻

は、資本主義によって、二重三重に圧迫されている。その夫がわずかの賃金で重労働に従事するだけでなく、彼女自身もしばしば工場で働かねばならず、重労働によって子供の生命と健康をも損なうのである！

ベーメンではどうか？ どれほどの女性が労働しているか？ どれほどが農業で、どれほどが個々の工業で、どれほどが商業と交易で活動しているのか？ そして女性労働は両民族の關係にどのような意味を持っているのか？

ベーメン全体で、男性千人に対し626人の女性が働いている。だから女性労働は非常に広範なものであり、多くの母親は苦役に従事し、跡継ぎの育成、すなわち成長する子供の群に対する監督は困難なものに違いない。それは疑問の余地がない。

では女性労働が最も多いのはどの職業であろうか？ 工業では男性千人に対し302人、商業と交易では451人、農業では1053人の女性が働いている。ここでも農業は最も民族を損なうもの（nationsfeindlich）であることが示される。今日ベーメンでは男性より多くの女性がそれに従事している！ 一般に今日では、工業が、夫が妻に家事と育児をさせる機会を最も与えている。この事実から、われわれの従来の見解を正して、民族の楯というドイツ人農民についての寓話、古い偏見の物置にあるゲルマンの森についての寓話を打ち捨てざるをえない！ ドイツ人の母親——これはますますドイツ人労働婦人となっている。

より高い賃金をベーメンのドイツ人労働者にもたらすストライキの成功ごとに、多数のドイツ人の母親が、妊娠中に労働をすることから解放され、民族の後継者を衰弱しないように保護する。

しかしある種の工業では、資本主義が優勢であり、社会主義は、団結権と賃金引き上げを勝ち取ることがまだできない。ベーメンの工業では男性千人に対して302人の女性が働いているが、これは州の平均である。純チェコ人地区の工業ではわずかに231人の女性が、純ドイツ人地区では373人、民族混住地区では415人も女性が働いている。だから、安価な労働力として、ドイツ人資本家に気に入られている搾取対象は、おもにドイツ人女性なのである！ 断固としてドイツ民族主義者であると自認するドイツ人企業家こそ、男性に家族賃金を支払わずに、少ない賃金でドイツ人女性を搾取し、ドイツ人層の新世代の成長を妨げ衰弱させるのを好むのである。

州平均では、千人に対し302人の女性が働いているが、この数字は繊維工業では途方もなく上昇する。チェコ人地域では856人、ドイツ人地域では1026人、つまり男性の数を上回るのである。エルベ川以西では、農業における女性搾取を凌駕し、1378人で、ベーメン全体で最高の数字に達している。

あまり論じられることのなかったこれらのデータは、民族にとっての労働者階級の重要な意義を、人口の観点から明らかにしている。その生産力の価値はわかりきったことである。こんどは、成人労働者がどのように生活しているかをそれと対比してみよう。法外な物価騰貴のために、ずっと前から平和なときにも、もはやほとんどの家族は腹一杯食べることが出来なくなっている。だがパンと肉は農場経営者によって騰貴させられる。すべての民族諸政党は、飢えた民族同胞（Volksgenosse）を顧慮して経済的な利益を諦めるようなことはしない農場経営者にへつらっている。ドイツ人労働者千人について農業にはわずか266人で、それに対し工業（商業、交易）には618人、自由な公的職業には116人であるのにもかかわらず、すべてのブルジョア諸政党は、農業政策をなおも支持している。だから

オーストリアのドイツ民族 (Volk) が本当は工業民族 (Industrievolk) で、むしろスラヴ諸民族 (Völker) が農業民族であるにもかかわらず、農業経営者と同盟するドイツ人の支配的民族諸政党は、経済的にドイツ民族 (Volk) の地位を掘り崩し、封建的—スラヴ的—ガリチア的な大土地所有を富裕にするような農業政策を行っている。

ドイツ人労働者はどうやって生きているのか！ この全般的な物価騰貴にもかかわらず、大小の企業家は、賃金を押し下げたり低いままにしておくことで一致している。だが、資本減少と商品価格騰貴で、失業と飢餓により二重に脅かされているとき、戦後のドイツ民族 (Nation) の勤労人民 (Volk) はどのように生きのびるべきなのか？ 労働者階級の扶養は、講和締結の後、最も重要かつ最も困難な国家的で民族的な問題になるであろう。まさに最高のランクの労働者層の死亡率の上昇の結果、その問題はすでに平時に焦眉のことになっていた。すでに平時に、——わずかな上層部にいたるまで——労働者は、異民族の貸間と異民族の作業場のあいだでだけ、ドイツ人の土地で文字どおり故郷のない余所者のようにひっそりと暮らしていた。だが他人がようやく生活を楽しみ出す老年になって、彼はやっとしっかりした家を——地下にはあるが——持つ。労働者たちは資産家よりもずっと早く死に、彼らのなかに結核は恐るべき成果を得る。いかに多くの者が、開花するまえに、青いまま刈られてしまうことか！ だが、この全般的な貧困は、すべての民族 (Nationen) の労働者を同様に襲うのではない。それは、ベーメンのドイツ人とチェコ人を互いに比較すれば、すぐに明らかになる。

ベーメンの人口千人あたりの死亡数は以下のように見積もられている。

	1870—1880年	1880—1890年	1890—1900年
純ドイツ人地区	299.4	308.2	269.0
混住ドイツ人地区	330.3	305.6	283.0
混住チェコ人地区	266.7	267.8	248.2
純チェコ人地区	281.6	278.8	246.9

ドイツ民族の都市行政にとってなんと恐ろしい告発であろう！ チェコ人は長生きになっている。最近10年間にこの民族 (Volk) 千人あたりの死亡数はわずかに247人から248人である。だがドイツ人千人では269人から283人である。チェコ人はおもに農村で農耕で生活しているからだなどと、いうことはできない。都市の方が死亡率が高いに違いないなどということは、昔のことである！ 今日では、良好な飲料水供給と下水道設置、近代的な建築条例と居住検査、整備された医療援助のある都市は、チフスのおそれのある飲料水と肥溜め小屋があり、医療援助の欠乏した農村よりも健康である。生業および工場労働の職業病、不健康な住居、塵と芥で汚れて下水路のない街路は、高い死亡率の原因である。これらの点については特記すべきことがある。

ドイツ人地域では、死亡率が1881年から1890年に増大して、千人あたりの死亡数が305および308になっている。これは、労働者組織のない時代の工業拡大と恐慌の交替の時期であり、過剰労働と失業の時代である。その時死神は数千人のドイツ人労働者をつれに來た。だがある労働者が死ねば、すぐ

に彼のいたところは他の労働者で埋められなければならない。それはドイツ人の言語地域へのチェコ人の強力な移住の時期であった。

民族 (Nation) の繁栄に破滅的な影響を与えるのは、ベーメンの幼児死亡率の高さ、特にドイツ人部分での高さである。1891年から1900年に死んだ子供は以下のものである。

	1 歳以下	5 歳以下
純ドイツ人地区	182,612	232,469
混住ドイツ人地区	34,651	44,303
計	217,263	276,772

つまりベーメンのドイツ人地域で、25万人以上のドイツ人の子供が、就学年齢以前に死んだ。出産の痛み、両親の配慮、数年の幼児時代の費用は、25万の死亡で無益で無駄なものになる！ 25万の子供用の棺桶！ 人力への何という資金の投与！ 何百万の無駄に費やされた費用！ そして民族 (Nation) にとってなんと残念なことか！ この10年間の資本の無制限な活動と市町村の社会的な無分別によって消滅したのと同じほどの魂が、官僚的—民族主義的な政策によって、ドイツ人層のために育てられ、勝ち取られることは、決してないだろう。

ベーメンにおけるドイツ人の状態は、ドイツ人の退去によってより一層ひどく損なわれる。確かにナショナリストたちはチェコ人の移住を好んで話題にする。そこには騙しがあるだけである。ベーメンのドイツ人地域の労働者層が、子供を扶養し、土地にとどまることが出来ていたなら、異民族の移住の余地はなかったはずである。ドイツ人の後継者が多数死んだだけでなく、半分になってしまった様子を、私はすでに叙述した。だから私はドイツ人の退去を叙述するだけでよい。ここでは私はそれにスポットライトを当てることしかできない。

1900年12月1日にドイツで生活していた者で

オーストリア人全体は	370,900人
そのうちドイツ語を母語とする者は	295,280人
そのうちチェコ語を母語とする者は	35,090人

あるいは10パーセント未満である。他方、オーストリアの総人口のうち23.2パーセントをチェコ人が占めている。

だからオーストリアからのドイツ人労働者の流出こそ最大なのであり、わがナショナリストたちが、人種の名の下に、スラヴ人を変動要素として、ドイツ人を安定したものと特徴づけるなら、間違った描写である。真の実状は、解雇された高賃金のドイツ人労働者が、社会的圧力により、オーストリアから駆逐され、どこでもその結果はじめてチェコ人労働者がその後がまにすわるというものである。

プロイセンでは、外国人はより正確に記述され、とくにその出生地も報告されている。プロイセンの9万8000人のオーストリア人のうち、3万4000人はベーメン出身であり、そのうち2万5146人はド

イツ語を母語とし、9299人はチェコ語を母語としている。さらにガリチアからは3000人、シュレージエンからは8800人である。だから2万5000人以上のドイツ系ベーメン人が、9000人のチェコ系ベーメン人とプロイセンで生活している。そのさい、北部および東部ベーメンのドイツ人の大部分はザクセンへ、西部ベーメンのドイツ人はバイエルンおよびライン・マイン地方へ移出し、この2万5000人には含まれていない。

これまでの概観で略述された経済的および社会的な事実は、民族(Nation)の存在および興廃が国家的および政治的な影響というよりも、いかに法律外の状況に制約されるのかを、なによりも具体的に示しているだろう。しかしながら、それは同時に、他方では、国家的な経済政策や社会政策のどのような方策も民族(Nation)によって異なった効果を持つということを、思い出させるかもしれない。この意味では、例えば工業政策および社会政策はおもにドイツ民族(Nation)に、農業政策はスラヴ諸民族(Völker)に役立つとすることができる。だがその場合、重要な、おそらく決定的な制限が付されるべきである。どの民族の内部でもそのような方策の効果は、その階級のそれぞれにとって異なっており、おそらく反対でさえある。チェコ人とポーランド人の労働者は、社会的な方策を無視できない。ドイツ人労働者層が、より多いその数に相応の利益を得ているからである。同様にドイツ人農夫は、農業法を拒否できない。スラヴ諸民族(Nationen)が農業で優位を占めているからである。どのような経済政策や社会政策も、どのような志向のものであろうと、必然的に民族を越えたものであり、すべての民族(Nationen)を同じ志向ごとに諸党派に分解し、必然的にすべての民族の同じ志向の諸党派を結合するにちがいない、という結論がここから導かれる。もしオーストリアの政府が、徹底的な経済政策、社会政策、関税政策に着手し、力強く遂行しようと考えていたなら、民族を越えたインターナショナルな政党組織の形成を強制し、議会主義の行き詰まりを克服することが出来たであろう。覇気のない政府は、すべてをもとのままにしておき、いわゆる民族的志向性に唯一の優先権を与え、国家を維持したいようなふりをして、解体した^[原註4]。

第16節 言語問題としての民族問題

まず優先的な意味で民族的と特徴づけられる、民族生活に対する国家権力の影響は、経済的および社会的な関係ではなく、民族成員の言語に関するものである。多民族国家はその公民の言語使用を規制し、なかでもその機関と国家公民および公民同士がどの言語で交流すべきかを確定する必要に迫られる。言語問題は、多民族国家における政治的情熱の真の闘技場である。その場合、法外なことであるが、いわゆる言語権は、たいていは諸民族(Nationen)にとって、その存在の単なるシンボル、名誉にかかわる問題であり、国家権力にとって通例は国家の威勢を証明すべきゲスラー(シラーの戯曲『ヴィルヘルム・テル』の悪代官)の帽子のごときものにすぎず、現実的有効性をもつものではない。言語をめぐる闘争が人々を激昂させるのは、話し言葉と書き言葉をめぐる多くは形式的な争いの背後に、国家内での、あるいは国家を超える権力をめぐる闘争が隠れているからである。

通例、言語問題の取り扱い、個人が母語を使う自然法的に理解された基本権に発するものであるのに対し、オンキュイルは^[原註5]、民族に帰属する(Nationsangehörige)集団への言語規制の反作用をオーストリアの言語問題に関する興味深い研究の出発点にしている。それによって、彼は平等の思想

を非常に深めた。彼は、規制において、どのような個人的な権利をも制限せず、どのような個人的特権をもつけないということが重要であるという見解を放棄して、むしろ方策の集団的影響を研究した。そして彼は原子論的な見地よりもずっと正しい見解に近づいた。彼によれば、言語諸関係の規制は、当該民族の大衆にとって平等で最小の言語強制を意味する場合に、正しいものである。民族（Nation）を有機的な統一とみなさず、属地的あるいは個人的な枠組みのなかで強制団体の形で構成されるべき共同社会（Gemeinwesen）とみなそうとする者にとって、オンキュイルの解決策は正しいものと見なされるに違いない。それは、論理的で首尾一貫しているが、ただ民族（Nation）が単なる諸個人の数学的な総和ではないということを看過することになる。その明快に完成された見地は、「一言語使用の同権か、二言語使用の同権か、」という問題を民族問題のなかに見いだす者すべての念頭に浮かぶものに照応している。バデーニの時代から戦争の初期まで、バーメンにおける討論は、ほとんど一言語使用と二言語使用が本当に同じ権利を保証されているかどうかの問題となっている——それについてはなお詳細に論じられるべきであろう——。諸民族（Nationen）の歴史的 position と使命さえ、時々この言語紛争の背後に消えてしまっている。どの党派も二つの規則のどちらにも満足できないということは、そもそもこの討論の出発点が間違っていることをしめしている。

オンキュイルは、提案された解決策の実質的な有効性について次のように言っている。「有効性の観点からは、かの言語規制は、言語強制が最小であり、最良のものであることがわかる。というのは、言語強制の回避とできるだけ縮小こそが、どの言語規制にとっても目的だからである。ある言語の信奉者が他言語の支配のもとにある場合、言語強制があるのは疑いない。比較の基準を得るために、この強制の強さは、どのような場合に、他の言語の通用範囲のもとにある一群の人々に、具体的な規則による強制が表現されるのか、という問題と同列に置くことができる。」

けれども言語強制は、異なった言語を使用する諸党派が会って、言語Aと言語Bが使用される場合にも、存在する。審理を司る裁判官や役人が双方の党派のそれぞれとその言語で話しても、ある党派の語彙の豊富な演説や文書を非常にうまくすぐに他の党派の言語に翻訳することは不可能であるからである。それゆえにどの党派も、敵の言語を理解する——強制的に学ばせられねばならないということである——か、あるいは理解できない敵の詳述に反駁するのを諦め、物質的な利益を放棄するか、という選択を迫られる。

言語権は二つの側面を持つ。積極的な面、すなわち自分の言語を話す権限という面があるが、消極的な面、他の言語を理解する義務の回避という面もある。官庁での全面的二重言語は一面だけに対処するものである……。「理解の義務」の強制は、「話さないでいる権利」の強制と同様に圧迫的なものである。この理由から、官吏が複数の言語に熟達しているヨーロッパ全体においても、「場所が行為を支配する（locus regit actum）」という句にならって、「人ではなく場所が言語を支配する（locus und nicht actor regit linguam）」という原則が妥当する。だから二重言語は言語問題の解決策を意味しない。それは強制をつくりだすからである。けれども、言語強制の制限によっては、言語問題は決して論じ尽くされない。つまり公正さは、あれこれの党派を犠牲にすることによってではなく、両党派への正当な考慮によって、調整が行われることを必要とする。双方にとっての鍵は同じであるべきだ、つまり言語上のマイノリティとパーセンテージで区別がおこなわれるべきだという命令が、それぞれ

の種族 (Volksstamm) の尊厳から生ずる。

この基礎の上に、オンキュイルは最小で平等な言語強制の規則を数学的に考え出す。民族 (Nation) はここでは文字どおり配置済みの頭数である。全面的な二重言語、バーメン州の二分割や三分割の場合の言語強制の指数は、マイノリティが1/4および1/5という考慮のもとに算定され、比較され、獲得目標としての良好な結果が求められた。少なくともその方法を意識せずに従ったり、先例が正確でなかったために、誤った諸前提が意識されなかった場合、その方法に対して異議を唱えることはほとんど許されない。いずれにせよ、少なくとも集団としての民族 (Nation) に適合した、平等で最小の言語強制という理論は、官庁の民族的な秩序の補助手段として大きな価値を持っている。

しかし法的な言語強制が念入りに考慮され、平等に割り当てられていても、それだけが、民族的な争論の唯一の原因ではない。多くの民族 (Nationen) が住んでいる国では、公的な地位についていない商人、手工業者、労働者にとっても、第二言語の習得の強制誘因、事実上の言語強制がある。この事実上の強制は、農民の場合に最も小さい。現代でもなお残存している農村生活の隔離と自足のために、他言語を話す土地に近接していることに農民が気がつくのはまれである。少なくとも、両民族の農民が経済的および社会的に対等であるバーメンやメーレンにおいてはそうである。そのような地域では、言語境界は数百年間まったく変わっていない。村内での婚姻と教区仲間への事実上の販売権により、村の団体が余所者を受け容れるのが妨げられている。余所者がすぐに同化し、一体化することはほとんどない。農業労働者層では違っている。農業労働市場は、地方的な性格を失っている。農業労働者は少なくとも第二言語の少々の知識を必要とする。それは、彼を土地から引き離す手段である。それを知らなければ、彼は故郷では農奴であり、雇用関係が法的に解消できることを度外視すれば、異郷では老カトーと変わらぬ唾の奴隷である。彼が都市の日雇か工業の補助労働者になるのは、少なくとも間に合わせのドイツ語、ないしポーランド語かイタリア語を話す場合にのみである。大グルントヘル民族政策は、——高度の国家政策でないかぎり——一部は農業労働者政策である。この身分はつねに、自分と従属者との間に差別的な言語、すなわちラテン語やフランス語の境界を、スラヴ人地方ではドイツ語の境界をつくろうとする努力をしてきた。今日でも彼らは家僕の言葉と話さない。瞞着によって「郷土愛」を郷土への義務にできるとする場合には、彼らは計算づくで民族的であったし、今も民族的である。だが、スロヴァキア人やルテニア人が民族同胞よりも安価であるときには、民族の枠を超えて行動する。この点では、大土地所有者は、大工業者と意見を同じくしている。

プロレタリアートの上層では、バイリンガルへの経済的な強制が高まる。それは混合言語地域の田舎町の市民層においても顕著であり、インテリ層では最高である。ここでは、どうにか理解し意思を疎通する能力だけでなく、異語を完全に使いこなすことが必要だからである。彼らはこの強制を最も強く感じ、それに対して最も声高に反抗する。だがこの闘いは見込みのないものである。各社会集団の事実上の生活諸条件は、個人の好みよりも影響力が大きいからである。

だが誰でもこの実際的な強制を受ける可能性があり、また甘受せねばならないので、法的強制は激しい反抗を惹き起こす。だが、至る所でなお必要だと見なされている最小の言語強制の保証をどうつ

くるべきなのか？ この最小限は、論理的には、民族的団体全体（地方自治体あるいは地区）のためにそれが任命した機関が異語をまなび、必要な場合に民族同胞すべてを代表することでのみ達成できるのである。こうして、言語強制問題は、わが国でつねに必ず無益に試みられているような役人の問題としてではなく、民衆（Volk）の問題として解決することができる。だから上下の官僚層や父兄が、ことごとく過剰かつ対立的な関心を持ち、民族（Nation）の指導権を持っている限り、この問題は解決不能である。

それにもかかわらず、言語強制の強さと範囲は、社会階層ではなく、民族（Nationen）に応じて変動する。その際また特徴的な区別が現われる。他の土地の言葉に通暁することが大民族のインテリにとって事実上の強制であるという意味よりも、小民族のインテリにとって異民族の世界語を学ぶことはずっと強い意味合いを持つ。たしかにこの実際的な差異は、妬み深い不平の種となるが、法的強制の付加を我慢できるものと見せる利点がある。ドイツ人やポーランド人のような大民族においては、ほとんどの場合実際的な必要のない言語の法的強制は、インテリにとってまったく新しい重荷である。社会的階梯を下降するほど、この強制の違いは小さくなる。一定の社会的段階においては、ある民族およびある言語は、他の民族や言語と同様である。ある方言が他の方言と同様に易しかろうと難しかろうと、その熟達は両種族（Volksstämme）にとって同じように有用であるという。ドイツ人の世界—文化言語とたとえばスロヴェニア人の民族言語との間には、程度に応じて広い隔たりがあるが、各民族（Nation）の普通の人には、その母語はかけがえのない価値がある。民族（Volk）の大衆がより多く発言の機会を得るほど、言語問題の取り扱い、より正しく、より自然で、より偏見のないものとなる。最も関係のあるインテリの過敏な解決策を期待することは、瀕死の病人を執刀医にしたいというようなものである。

民主主義的な憲法体制のもとで初めて民族問題が解決されるという事実は、すでにこの著作の第一版で特に主張したように、そのもとで自然に問題がなくなるという結論へと導かれうるものではない。選挙改革の6年前に、私は「正反対が正しい」と書いて、そのことを強調した。選挙改革により世界に言語紛争の終わりを約束していたかのようにいわれ、あとから選挙改革の擁護者だといわれたのであるが、私はそこで次のように書いた。「人間がより社会化するほど、公的生活への関与がより密接になるほど——そして日々それが生ずるほど——、国家行政は民族（Nation）に適合し、民族的文化は強烈なものになるに違いない。民衆（民族）教育（Volksbildung）がなされるほど、インテリの数が多くなるほど、小民族（Nationen）は民族文学と民族文化の陶冶に満足し、いわゆるインテリは文化言語の習得を一層強制されるにしても、小民族は大民族に吸収され難くなる。だから民族問題は、民主化と社会化の増大によって、より深刻化し拡大するにちがいない。だがそれによって、権力問題という紛争の性格は失われる。それは解決可能な文化問題になるであろう。」残念ながらわれわれはまだ、わが諸民族（Völker）の民主化と社会化について、まったくの始まりの段階にとどまっている。

第2章 有機的理解

第17節 総論

民族的問題は、単なる経済社会問題や言語問題ではなく、何はさておきそのようなものであるということでもなく、国家組織総体を包含する憲法政策的な問題である。上述したように、民族(Nation)は、その利益、特殊な民族的利益を諸個人の保管に任せることは出来ないので、自由な結合によるその実現にゆだねることはできず、支配する強制共同体でなければならない。あるいは同じ意味ではあるが、国家的機能を遂行せねばならない。それは支配利害を持つ集合の全体であるからである。かくして有機的な理解となる。それによれば、オーストリアは、直接に帝国と向き合う諸個人の集合ではなく、諸民族(Völker)の連合である。

自然科学的に見れば、民族(Nation)は決して有機的な統一ではない。統一した国家組織を持たない諸民族(Nationen)と様々な国家をつくり共に住む多くの民族が存在することは、誰でも知っている。これらの事実は有機的な理解に矛盾しない。どの個別的民族的要求も、われわれが詳しく究明したように、国家的諸機能をしっかりと行使するよう民族に指示している。ケルバー内閣のペーメンの言語法草案を説明する論評は、13頁で次のように言っている^[原注6]。「最近数十年の国内政治を一瞥してわかることは、言語問題の調整が問題となるときに、つねに激しい政治的闘争が起こっていることである。この現象の根拠は、経済的および精神的な力を発展させようとする各種族(Volksstamm)の自然な努力である。すなわち教育制度の領域と公の交流のなかで出来るだけ自分の言語を通用させ、国家的に承認させようとする努力にある。」

それに対して次のことは強調されるべきである。1. 経済的な力をめざす努力は、個人的な努力、すなわち通常はわれわれの私的資本主義秩序にそった個人的な努力であるか、それとも結合した努力(民族的貯蓄銀行等)か、国家機関によってのみ実現可能な集合的な努力である。最初の二つの場合は、政治的にほとんど意味がなく、内部的民族的文化事業と見なされる。だが第三の場合は、これを支配下に置くためには国家権力の占有獲得が必要である。2. 精神的な力をめざす努力は、民族(Nation)全体の規模での高度の教育機関、したがって国家的な手段によって初めて実現可能である。さらに国家的法律が必要となる。3. 教育機関および役所でのやりとりにおける言語の承認をめざす努力は、一つの徴候に過ぎず、民族的努力の中核ではない。ドイツ人国家を維持したいとか、チェコ人国家を創設したいという、諸党派の願望は明らかである。官庁言語および学校言語をめぐる闘争は、手段にすぎず、目的ではない。だから問題はより根深い。官庁言語だけを調整する言語法は闘争を終わらせない。それは解決策ではなく、闘争の一段階にすぎない。だから誰もが明瞭に感じている。言語法は、闘争を制限するものではない。民族問題は単なる言語問題ではなく、国法上の問題なのである。

民族(Nation)そのものも有機的な統一ではないが、諸民族が有機的な統一になろうとし、その政治的な志向のすべてが有機的な統一になろうとすることに向かっていることは明らかである。この志向は国内政治的には民族的「連帯保証」において現われる。その基本思想は民族のすべての代表を団結させ、議会内の民族の全勢力を有効に働かすことである。しかし権力だけが自己目的ということは

ありえず、権力の享受、すなわち持続的で確実な権力行使が目的なのである。それが法的に保証される場合にのみ、権力の動員によって得られるであろう利益が法律的に支えられ確かめられている場合にのみ、それは考えられる。確実な平和ということのためにのみ戦争が行われるように、権力は権利のためにのみ動員される。政党の綱領はつくられるべき権利（法）である。代表されるべき利益の総計としての綱領により、はじめて政党は権力をすなわち利害関係者の服従を手に入れるのである。もちろん現実の政治機構である政党にとっては、権力それ自体がすでに一個の綱領である。だがこの綱領問題は、権力の受益者以上には広がらないし、機能しない。略奪品と賄賂が届く程度である。

民族主義的政策は権力政策であることに満足できる。それは一つの政党のもとに民族同胞を統合し、民族のために議会を通じて国家行政へ影響を及ぼすことによって、場当たりにその時々利益を獲得しようとする政策である（パン屑政策）。計画的に少しずつやると考えようと（漸進的政策）、一気に達成に遂行すると考えようと（構成的政策）、議論の余地のない法的立場の創造に利用せず、政治的な権力の獲得によるのみでは、一民族が恒常的な利益を得るということはできない。例外はあるが一步一步の前進が規則たりうる経済的・社会的な闘争とは違って、民族的なパン屑政策と漸進的政策は、決して恒常的な発展を保障しない。非民族的な案件の場合には、圧倒的な民族的利益が政党に対し実行力も創造精神も持たず、民族的マジョリティも変化し、さらに経済的な諸対立がしっかりと組織された諸政党を徐々に分解する。オーストリアの議会の不毛性は、まさに民族諸政党内部での経済的、社会的あるいは一般政治的などのような改革も、その結合を緩めるような対立をもたらすことから生ずるのである。それゆえに民族諸政党の指導的な人物たちは、民族外的などのような改革をも意識的に避けるのである。議会における民族的闘争部隊の永続的な維持の必要をなくし、他の視点から政党形成を必要とする経済的および社会的な任務に向かうのを可能にするような、奪われることのない法的地位を諸民族に認める場合にのみ、進歩は考えられるのである。

かくしてわれわれは本来のテーマに向き合う。オーストリアに平和と進歩が訪れるべきなら、諸民族は、国家的な法的構成因、国法的な潜勢力、あるいは恐ろしい言葉で言うなら、国家のなかの国家でなければならない。それが民族主義政策の党派にすぎないままであるなら、民族の役に立たず、国家を損なう。諸個人の単なる集計と見られることでは諸民族は満足できない。このような考えこそが、政治的な動員、国法の要求を、彼らに強制するのである。それらを獲得しなければ、諸民族は武装解除できず、彼らの武装解除がなければ、オーストリアの進歩はない！ このテーゼのなかに、オーストリアの内政上の問題があるのである。

だから、民族（Nation）は自然科学的には不分明な人種指標をもつ諸個人の総和であり、社会学的には、通例共通言語によって媒介される思考と感情の共通性を持つ人間の集計であるが、一定の発展段階で、統一的な意志を持った人間総体となり、その民族的特性と文化の維持のための他の民族集団から独立した国家的な単位となる。二つの利益が、どの民族にとっても本質的である。それらはドイツ人にとっては既に1859年と1870年の間の時期にまったく明白なものになっていた。第一に統一の利益：すべての民族成員が力を持ち、文化的課題に物質的に貢献し、文化の成果を共に享受すべきである。大民族は一部の分離に容易にたえるが、小民族は最も遠くの最後の者にも補助と参加を呼びかけるよう努めねばならない。それゆえ民族的な統一への熱狂は小民族において最大である。第二に自

由の利益：民族は他民族の影響や支配から自由であるべきである。この二つの利益は承認を要求する。民族主義的帝国主義者だけが、それらを誇張して、自民族以外のすべての民族に承認するのを拒絶する。彼らは、支配の利益、他の民族の一部を支配し、民族でなくしようという欲求を持つ。支配の利益は戦争の混乱の原因であり、その主要な補助手段は民族的なマイノリティを歴史的な境界の中に束縛することである。各民族の最後の要求は、統一と自由という二つの最高の理想へ帰着しうる。この思考の発展である民族性理念 (Nationalitätenidee) は、大国家を覆してヨーロッパの地図をまったく塗り替えた19世紀に固有の現象である。それは世界戦争において東ヨーロッパの国家構成全体を揺り動かす。オーストリアの脳天気は、美辞麗句とわずかの手段しかなく、それを片づける可能性を望み得なかった。

多数の人間は統一した集団となり、統一した意思に表現をあたえ行動に導く機関の形成により、政治的な諸単位となる。通例、集団は機関を通じてしか行動しない。どこでも多数の諸個人に利益の共通性があるところでは、集団はその中から、その利益を綱領として定式化する洞察力のある頭脳、スローガンの案出者、行動者、利益の擁護者、宣伝家、戦術家を生みだし、権力保持者はつねに発展の新しい創造物から頭と腕を切り落とそうとし、つねに無駄に終わる。かくしてプロレタリアートは、その機関、その予言者、最高司令官を、すでに幼年期につくり出し、百度も失い、千度も生み出す。同様に、大小の全体利益は、スケートクラブやパイプクラブから世界政党にいたるまでの「首謀者」を生み出すのである。その際に、個々の利害の分岐という注目すべき現象が現われる。どの人間も多様な諸利害の総和を蔵して、個別の利害によって別のある集団に属することができる。手工業者は、消費者としては消費団体に、生産者としては消費団体と闘う政治的結社に、どちらの場合も自己の利害をよくわきまえて所属することが可能である。国家公民が異なった全体利益に結びついているときには、市町村の団体に、国家の団体に、宗教共同体に、政治党派に、経済団体に、社会サークルに、要するに多くの団体のなかにあるのである。そのような分割できる全体利益の分離とこの利益のための特別機関と特別共同体の形成は、近代の公的生活の発展の秘密、階級闘争と党派形成の秘密である。利益集団はその機関の国家的承認とその共通の利益を満足させる権能の法的な保証とをめぐって争う。

確かに民族的な利益は、経済的および社会的な全体利益から組織的に切り離しうるものである。封建的な大土地所有者は、チェコ民族の成員と見なされるが、農業大会でドイツ大土地所有者と同席することもある。プラハの菓子製造人は、チェコ人であることを止めずに、ドイツ人菓子製造人と一緒にその生産手段の騰貴に対し防衛しようとする。民族的利益は経済的、社会的、政治的な利益とならぶ一つの集団的利益にすぎないが、国家は普遍的な利益共同体であるので、「民族 (Nation)」という人的総体は、その範囲と内容において「国家」という全体によって覆われる必要はない。だが上述したように、民族的な集合利益は国家的な強制共同体によってのみ実現でき、民族も国家的特権を持たねばならず、有史以来国家はすべての国権、王権、主権の総和を自らに結びつけているので、区分された民族国家への分解によって、あるいは国家と民族の間での機関と権限との法的な区別によってしか調停できない、国家と民族との紛争が生ずる。信仰上の闘争の発展は、すでに後者の道に足を踏み入れている。信仰と民族との重要で圧倒的な差異を否認する者はいない。誤ったアナロジーにひきつ

けられる者もない。宗教的生活と民族的生活の物質的な内容はまったく異なっているからである。だがある点では否定しがたい類似性がある。民族的利益と信仰上の利益は多くの個別的および集会的な利益の一つ一つであるが、国家は強制的にしか実現されない原則的にすべての全体利益の実現のための公的な制度である。民族と信仰は、すべての国家権力が服従する自然な範囲を超える越権行為を示している。国家は、教会の機関および権能と自分のそれらとを区別することで、国家と信仰との間に普遍的な満足のための法的範囲を形式的に設定した。法の範囲設定の形式、これだけが、多民族問題のための教訓的なアナロジーであり、暫定的、普遍的な方針となりうる。

だが、民族的な機関と権能と国家的なそれらとを区別するとは、国家組織の中に諸民族を編入すること以外、国家機能を諸民族に移譲すること以外の何であろうか？ だがそれによって、その権限に大小はあっても、諸民族は有機的な国家部分として、構成国家として原則的に承認される。ではこの区別はどのように行われるべきであろうか？

第18節 属地システム

範囲設定としては領土的（属地的）なものが可能である。主権統一国家を形成する力を持たない諸民族（Nationen）は、少なくともその中核が民族的定住領域であるような領域的構成国家を形成する。諸民族は、政治的な言語—文化共同体としてよりも、むしろ民族誌的な定住共同体として扱われ、表象においては、民族の自然的な存在が文化的な存在を圧倒する。領域においては、彼らはすべての民族的案件について立法と行政の独立を持つが、純粋な国家的案件については、全体国家に結びついている。この場合でも、上述のように、どの公民も、国家的利益圏と民族的利益圏という二重の利益圏、すなわち二つの相対的団体に属し、その区別の線は州境である。

領土が唯一可能な区別原理なのか、それが正しい原理なのかは、さしあたり未解決であり、それで十分である。50年以上の歴史が示すところによれば、いわゆる属地原理は、まさに解決不能な紛争の、すなわち通常は国際法的手段によって、内戦あるいは外部からの調停によってのみ解決できる紛争の種にちがいない。ひとたびこの原理を承認すると、誰もが、境界をどう引くべきかという問題に遭遇するからである。オーストリアの諸民族（Völker）が初めて互いに向き合ったクレムジール憲法委員会で、すぐさま紛争が生じたのである。

帝国議会に代表を持つ諸王国と諸州は、1848年以前は、10の統治区域（Gubernien）に分けられていたが、それは帝室直属地の境界とは一致しなかった。憲法委員会は、最初の会議の一つで、国家領土を諸自治州に区分する問題を扱った。すぐさま闘争が燃え上がった。歴史的に生成した属地団体なのか、パーメン、シュタイアーマルク、ガリツィア、チロルの二分割によるエスニックな定住状況に従った区分がなされる諸州なのかが、選択肢であった。当時チェコ人が諸州の民族的区分と二分割に賛成し、ドイツ人が歴史的な地方分割に賛成したことは、オーストリアの政治の非一貫性とドイツ人の先見性の欠如を苦々しく思い出させてくれる。歴史的な権利の擁護者としてドイツ人が立ち現れ、パラツキーとチェコ人が、諸民族がほとんど国家的な特別存在になる自然権を持つべきだという主張の代弁者として現れた。チェコヴィア、ボーヤーハイム、スラヴォニア（クラインとシュタイアーマルクのスラヴ人地域と沿岸地方）、ヴェルシュチロル、マズル・ガリツィア、ルテニア・ガリツィア

の形成を要求したスロヴェニア人カウチチの提案と、1. ドイツ人のオーストリア、2. チェコ人のオーストリア、3. ポーランド人のオーストリア、4. イリリア人のオーストリア、5. イタリア人のオーストリア、6. 南スラブ人のオーストリア、7. マジヤール人のオーストリア、8. ワラキア諸州からオーストリアを構成するというパラツキーの提案とは、否決され、10の統治区域を帝国州とするリーガーの提議は受け容れられなかった。勝者は相変わらず歴史的な伝統であり、国家行政は不均等に大きな諸州に適応し、最も嫌う敵が同じ柵に入れられ、同じ種類が分離されているような獣檻と較べても不当ではないような境界構成に民族生活を合わせねばならなかった。このシステムでは、どの民族(Nation)も統一体ではない。諸州は諸民族を切り離す。諸民族が諸州を切り離したいと思うのも不思議ではない。

いま双方の理解それぞれに関していえば、オーストリアの歴史的な属地システムは決して多民族問題(Nationalitätenproblem)の解決を意味しないということは確かである。確かにこれは民族的平和をもたらすに違いないと思われていた。かのシステムは1848年以来、すなわち70年にわたって行われ、十分な吟味を経ている。それが多くの民族的マイノリティをつくり出し、迫害していることは、知られている。すなわち永遠の民族間闘争(Nationalitätenkampf)を宣言している! 「領地切り裂き」という新しい犯罪行為を考え出すこの支持者に、民族切り裂きという「民族的」党派にとって非常に重い非難が返されるべきである。つねに相当の民族部分が、「神聖な」州境の外に落ちてしまい、州境は民族(Nation)の肢体を支えているベルトというよりもその肢体を切り裂くナイフとなるからである。異民族マイノリティを支配するために、帝室直属地で同様に自治をおこなっている敵に自民族のマイノリティをゆだねるということは、確かに民族的ではない。

だがエスニックな属地システムは、大きな誤りに苦しむ。それは、その他の国家任務のためにも適当な基礎を与えるほどのかなりまとまった完結した言語領域を前提とする。この事情は、民族的平和の手本国としてスイスを引き合いに出す際に、あまりにもしばしば見過ごされている。天高く聳える山々によって分けられている小さなアルプスの谷で、ほとんどは一民族、せいぜい二民族(Völker)だけが住んでいるスイス人の定住の仕方は、歴史的に与えられ、政治的および民族的な行政にとってもまとまり釣り合った統一をつくっている。どこでも諸民族は成長せず、混じり合わず、どこでも居住地は移動せず、錯綜することもない。その上に、オーストリアでは、スイスにはない諸民族の社会的構造の不均等性がある。

近代の国家行政に適合した構成国家が、エスニックに構成されることはほとんどありえないのかもしれない。われわれが聞くとよれば、国家の領土分割は、交通手段および経済的、社会的、軍事的な欲求の示す固有の法則に従うが、それは民族的定住法と多くの点で矛盾する。内部の移動と言語境界の恒常的な変動を度外視しても、都市ではなお強力な定住マイノリティが存在しつづける。実行可能性の無いことを度外視しても、この解決策では、たとえ摩擦面が相当小さくなったとしても、民族問題はいまだ普遍的で持続的な和解に達することはない。

歴史的な志向とエスニックな志向の間の見込みのある和解が、クレムジール憲法草案で成立した。民族問題が破壊的な次元になるのを、この和解が押し止めたのかもしれない。オーストリアの諸民族(Völker)の最初の政治的な創作物、まったく独特な仕事がこの草案である。彼らは、最初の見込み

のあった萌芽の否定をひどく悲しむ理由がある！ すべての諸民族（Nationen）が、妨害なく強力な文化的な進歩を果たした時代に、みのりの無い闘争の50年の間、彼らは、この愚劣な幻惑行為にふけていたのだ！ 当時すべての諸民族が結局は一致して受け入れた妥協は、歴史的な州分割が地歩を占めるべきで、大きな州が出来るだけ民族的に特化した幾つかの郡（Kreis）に分けられるべきであり、そこにはほとんど州に匹敵する自治が保証されるべきである、というものである。それによれば、とくにバーメン、ガリツィア、チロルでは、民族的な生活は郡議会（Kreistag）で、共通の政治的生活は州議会（Landestag）で扱われるべきであるという。当時は、この郡分割は、現実にはすべての諸民族（Nationen）が満足するような解決であった。オーストリアにとって不幸なことに、発展は他の方向に向かった。反動は憲法制定作業全体を一筆で否定した。もはや十分に代表された諸民族（Völker）の仕事ではなかった二月憲法と十二月憲法は、郡憲法体制をもう取り上げず、硬直した官僚的中央行政を諸州に導入し、歴史的な諸郡を抑圧し、純粋に官僚的な地区長職（Bezirkshauptmannschaft）を設置することで、民族的マイノリティを極度に怒らせるような諸改革を強化したのである。

第19節 属人システム

かくして最近の70年は、属地的境界調整によって民族問題に接近しようという、見込みのないつねに繰り返される努力を示している。歴史的な属地主義も、エスニックな属地主義も実行不可能である。クレムジール草案で考えることのできた妥協は今日ではもはや十分ではない。われわれは、境界調整の方法がまったく誤っていなかったかどうかという問題の提起を迫られている。民族（Nation）はまさに領域と必然的で本質的な関係にあり、議論に際しては、領土が決定的な要因でなければならないのだろうか？ 真相をよく考えれば、反対であることが証明される。

たしかに民族（Nation）は、その定住領域にたいして自然史的かつ歴史的なものとなっている。だが個人の民族帰属、その民族性（Nationalität）は、本来領域とはもはや何の関係もない。人が領域を去れば、民族性を失うものではないし、人が領域に足を踏み入れたり、そのうちの何百ヘクタールかを結婚によって得れば、民族性を得るというものではない。各人の健全な民族意識（Nationsbewusstsein）は、そのような民族帰属には抵抗するにちがいない。民族は、同じように考え、同じように話す人々の結合であり、もはや土地に結びついていない近代の人間の文化共同体である。各人にとってその故郷が神聖なものというので、今日世界は、生存のための闘争、少なくともその統一を血でもって対外的に防御せねばならない完全な国家体制のための闘争に向き合っている。今日その定住領域がまとまった経済領域であり、帝国主義的な世界競争のなかに対自的に存在しうる——あとどれほどか？——大民族は、故郷（定住領域）と国家と世界強国との間の区別を感じない。この三つの概念はすべて祖国の概念のなかで一緒になっているからである。だが小民族と離散民族はどうか？ 多民族国家を主権を持つ民族的な領域支配に解体しようと努力している者は、それぞれの民族同胞の故郷の境界を越えるやいなや、彼らが無権利にしている。彼らは異民族のなかの同胞をバリアになるよう宣告することで、何千人が広い祖国での経済的に繁栄するのを困難にし、狭い祖国で発展する可能性を妨げる。民族的な願望に魅せられて、経済的な必然性を見過ごすのである。

何でも書ける紙の地図に、赤鉛筆で新しい国境を書き入れるのは、簡単なことだ。チェラダムとミリューフはそれについての好適な指示を与えてくれた。オーストリア——ハンガリーを除く——を四つの「主権を持つ小国家」に分割することは、紙と鉛筆の作業にすぎないように見え、弁護士、教授、ジャーナリストたちは、すぐにそれを終えてしまう。彼らは経済的な事情を無視し、単なる文典と地図で政治を意のままにすることができる。だがチェコ民族（Nation）の経済的な存在の研究に携わる者は、それがズデーテン地方の3分の2に根を張っているが、その根の3分の1以上と大枝は、ヴィーンとアルプス地方へ、南はトリエステへ、東はハンガリー、ガリチア、ブコヴィナにまで伸びている、という真相をすぐに知るであろう。この民族の大動脈は、エルベ河を北行しハンブルクに達し、エルベ河とモルダウ河とを遡行してヴィーンとトリエステにいたる。諸国家の大障壁は地理と経済によって置かれている^{〔原註7〕}。主権を持つ小民族国家は、2・300年前から帝国の部分であった。それらを再建しようとする試みは、必然的な社会発展をほとんど500年ほど逆行させることを意味し、同時に、当時この憐れむべき状態を克服したのに、すべての者をもう一度オーストリアの民族戦争（Nationalkriege）へと強制することを意味する。

これらの試みは、法技術的には、属地原理から出発する。それは、少なくとも、民族的定住領域がわが国では一般に空間的に区画されるので、浅薄な思考にとっては合目的な外観を呈することがありうる。だが残念ながら、それは実情にあわない。チェコ人およびドイツ人の離散した破片ではなく、その本質的な部分が、他民族の居住領域に住んでいる。これは区画可能な言語島にではなく、同じ市町村の壁の中にいるのである。属地原理はいう。汝がわが領域に住まいするなら、汝は、わが支配に、わが法に、わが言語に服属する。これは支配の表現であり、平等の表現ではない。したがって暴力の表現であり、法の表現ではない。この原理の強制性と支配性から、民族国家間の領域闘争が生じ、そこから、国家内部の諸種族（Volksstämme）の領域政策、民族幾何学も生ずる。政治的選挙幾何学に対しては、確実な是正として、領域を考慮しない思考を同じくする人々のつながりである比例選挙しかないように、民族幾何学に対しては、領域支配ではなく人的団体としての民族を把握する手段しかない。だがそれは、ドイツ法史上の国際法的属人原理（Personalitätsprinzip）の内部行政への移転にほかならない。それによって、どの民族同胞も、国家のどの部分においても——もちろんある種の段階をつけて——その民族の保護を、他のどんな法技術的な原理も保証しないような平等で完全な権利を持つ状態を、享受することができ、また享受するはずである。民族は、民主主義的—近代的基礎に立脚する属人団体、民族的な法組織として建設されるべきで、封建的—領主的な領域支配として建設されるべきではない。

領域的分裂を回避することで民族団体（Nationskörper）を属人的に区画するという理念は、オーストリアの多民族問題（Nationalitätenproblem）と同じくらの歴史がある。クレムジールの憲法委員会のクリアに関する諸提案には、不完全ではあるが最初の表現が見いだされる。民族的クリアの設置は、明らかに属人原理に基礎を置いている。クリアは選挙人ではなく、選挙される者の人的団体をつくるだけで、立法の領域にだけ関与し、行政には関与せず、特に法的な保証を欠いている。議院規則や選挙規則の違反に対する保護が唯一のものであるが、それが最もやっかいな事柄であるからである。

クリア・システムは、まずチェコ人によって主張された。彼らは最初から自治郡の代わりに、州のクリアへの分割を提案し、一部は郡によって州議会が意義のないものに貶められないかという心配から、一部は他の帝室直属地におけるその民族的マイノリティを放棄しないように、郡憲法体制が可決されたときでさえ、この提案に固執した。だからリーガーは、クリアごとの民族的仲裁裁判所の設置を提案した。憲法時代に、とくにフィッシュホフがクリア・システムの採用に努力し、著書『オーストリアとその存続の担保』はこの基本思想をより詳しく説明している。1871年のベーメンの州議会は、「ベーメン王国のベーメン民族およびドイツ民族 (Nationalität) の平等な権利の保護に関する法律」によって、そのシステムを実際の政策に導入した。民族クリアにほとんど財政主権 (民族同胞の課税権) を認めたこの草案も、基本条項とともに否決された。市町村や区においてさえ、第12条c項によってクリアが存在し、課税権を行使できるのであるから、たとえ法律の起草者がその実行の困難とそのような調整の法学的諸要件についてあまり明確でなく、その提案の国法的な独創性を意識していなかったとしても、この法案のなかに属人的な調整が綱領として暗示されているのが見てとれる。いずれにせよここでは属人原理が初めて法の形で現われている。——わが国法学は、わがナショナリスト政治家と同様、それに着手することを知らなかった。後にドイツ人は、かつてのチェコ人の要求である民族的クリアの要求を、多かれ少なかれ明らかにされたチェコ人の反抗に対抗して、綱領に掲げるよう強制された。ドイツ人とチェコ人の間の民族的公準が10年を経て入れ替わるのである。わがナショナリスト政治家の洞察のなさを見通しのなさの証拠である。1890年1月のアウスグライヒ記録では、民族的クリアがより拙劣な形で再登場する。1871年の民族法 (Nationalitätengesetz) は二つのクリアしか認めない。チェコ人クリアとドイツ人クリアである。1890年のそれは、大土地所有者のクリアを認めている。それが国内の第三の民族であるかのようにである。このまったく馬鹿馬鹿しい出来損ないは、正当にも青年チェコ党により否定された。分会では州学校評議会と州文化評議会の分離だけが実現された。その祝福に満ちた存立が証明しているのは、民族帰属に応じた諸機関と諸資格の分離、諸機構とそれに服属する人々の区別が、平和への唯一可能な道であることである。——だがなぜ単なるクリア原理は十分でないのか？ 実質的および形式的な理由からである。

第一にまず想起すべきなのは、どの民族 (Nation) にも、上述のように、統一とまとまりを求める志向が内在していることである。この志向の強さは、圧倒的な経済的な対立にもかかわらず、わが民族諸党派が共有している。ベーメン、メーレン、シュレージエンにはチェコ人のクリアがあり、クライン、シュタイアーマルク、ケルンテンにはスロヴェニア人のクリアがあるが、国法的な意味ではチェコ民族も、スロヴェニア民族もないし、民族的手段の統一した育成や使用もなく、まとまった民族的文化事業もない。統一した民族的利益は目的と手段の統一を必要とし、この統一によって、はじめて種族 (Volksstamm) は政治的に民族 (Nation) になるのである。民族的な統一がなければ、民族自治はない。それゆえ、「愛国者」は「民族的文化議会」によって、すなわち民族評議会によってわが憲法の補完を提案したのである^[原注8]。民族代表団体の政治的な必要は、これらの研究で証明された。ここではあらかじめ、この詳細を示すことができる。

純然たるクリア・システムに対する第二の異論は、それが州の立法分野だけに関係するもので、それゆえ民族 (Nation) が帝国の立法に、さらに重要なことに全体の行政に、有機的な憲法上の影響力

を何ら持たないということにある。だがもっと必要なことは、民族の自己立法よりも、後述する民族の自己行政である。上述のように、今日オーストリアには、衛生行政があるというような意味での民族行政はない。パーメンの州学校評議会の分会以外には、民族行政機関はない。全体の国家行政がその時々帝国議会のマジョリティの欲求に沿うもので、それがつねに民族的に不公平であるので、行政は、あるときはこの民族に、またあるときはあの民族に、その頭を向けるのである。民族的な危険はまさに行政の分野にある。すべての多民族政策(Nationalitätenpolitik)は、内閣やマジョリティの恣意、とくに不公平な任官に抗して、ある種の行政アジェンダを保護することこそ向けられねばならない。われわれが経験してきたように、立法による予防手段も、代議機関におけるあの騒々しい抗議も、それに対して何の訳にも立たない。ただ民族的自己行政だけがそれを防ぐのである。それゆえあらゆる種類の国家的活動にクリア原理が拡大されねばならないというのである。

だがそれにも重要な形式的欠陥がある。つねに諸クリアは、選挙規則か議院規則によってつくられた、より大きな団体の分会でしかない。その諸権利は、選挙規則および議院規則にそったものである。だが、躊躇のないマジョリティはこれらの諸規則から何をつくるのか? このような仕方での権利毀損は不裁可である。善意をもってしても、うまく運ばないが、悪意をもってすれば、どんな権利侵害も、ただちに判例すなわち法規となる。

それゆえにクリアは、形式法学的な、すなわち法技術的な改革を必要とする。それは法的にそれ自身の上に据えられねばならない。すなわち全体の一分会から、自立した団体に、すなわち固有の主体として、告訴し得る、司法的に保護された諸権利を持つ法人にされなければならない。他方であつての統一した全体は、個別団体をまとめることではじめて形成されるのである。かくして、属人システムを必要とする制度がクリアから生ずる。それは、まったく完成されたクリア・システムと、その外的制度においてはそれほど異ならず、したがって実行は、それと同様に容易でもあり、困難でもある^[原註9]。違いは、範囲とクリアの権利の保証にあるだけである。例えば、大土地所有者のクリアは、財産を持つことができない。それは法律的にはまったく不可能である。だがプラハの州議会のチェコ人クリアは財産の所有が可能でなければならない。それはチェコ民族の代表として、劇場、民族博物館(Nationalmuseum)をそのために設立すべきだからである。それは金が無ければ実行できないことである。だからクリアであるということでは十分なのではない。それは、私法的小および公法的小な人格、すなわち法的能力と行動能力とを持ち、告訴の権利を持ち、告訴の可能なものでなければならない。まさに最大の民族的危険の時期に、議会停止によって生命の光を吹き消すようなマジョリティの善意に、その存立は依存する必要はない。持続的な団体として存続しないのなら、民族の法的存在は惨めで萎縮したものである。

にもかかわらず、より詳しく見ていくと、属人システムがうまくつくられたクリア・システムではなく、クリア・システムが属人システムの基本思想の不完全な実現形態である、ということは明らかである。クリアとマイノリティ代表制の主導原理は、領域的な多数派形成の偶然性から人間を解放することである。可変的な利益を持つ近代人にとって、経済的な階級仲間との結合、同じ考えの者との結合、民族同胞や信仰上の同胞との結合は、その時の単なる領域的な居住地の隣人よりも、ずっと重要である。社会的共同体は領域共同体を駆逐する。人間は土地よりも人間と深い関係にある。民族的

な案件だけでなく、他のすべての人間と国家に関する案件でも、多様な経過の中で、属地システムから属人システムへの有機的な発展が生じている。

この短い説明で、民族の法技術的な理解に関する主要問題は、はじめて略述される。区分原理についての疑問、民族同胞の集団を民族的他者（*Nationsfremden*）とどのような仕方で区別し、一つの単位にまとめるのかという問題である。まだまったく論究されずに残っているのは、このように析出された法共同体の内部組織および民族的代議機関に割り当てられるべき権限と国家的機能の範囲、最後に中央政府と中央議会において諸民族を国家にまとめるやり方である連邦原理である。すべてのこれらの課題は、基本原理が受け容れられた場合でも、決まらない。それは形式的な法原理にすぎず、もはや法学が脇に置いた不可避の技術的な方策以上のものではない。

第20節 帝室直属地自治

形式的な法原理としては、属人システムは、すべての形式的な原理の運命を分かち持っている。それらは決着の付くまで実行できるものでなく、単なる思考の方向であり、解決の実践のための指標である。第一版の親切な読者によってすでに与えられ、しばしば繰り返されている警告は顧みられていないままである。自然のなかには、地理学の点や線や面はなく、物体があるだけである。にもかかわらず、その物体を特定し測定するためには、われわれの脳の——そこでだけ生きている——地理学的表象が必要なのである。属人原理は民族（*Nation*）そのものではなく、民族を法的に理解するための単なる手段である。従来圧倒的であった、過去から引きずっている土地とのつながりから民族を解放するところに、その意義がある。民族の土地への帰属は、課された任務の合理的などんな解決策をも閉じてしまうほどに、われわれの表象にのしかかっているのである。属人原理は、民族に関して、領土の権威を剥ぎ取った。だが、国家とその行政は領土に深く根ざしているという、第一版で述べられていることも、同様に確かである。民族問題のすべての矛盾は、国家行政の必然的な属地化と民族行政の同じく必然的な属人化という二つの要素の衝突にある。ヘーゲル主義者であったら、より高次のジンテーゼで統一されるに違いないテーゼとアンチテーゼの典雅なゲームをそこに認めることもできるかもしれない。——理論的な方法から排除された領土が、いまや再び実践において密輸入されるのなら、この騒ぎは何だったのだ？

属人原理（*Personalitätsprinzip*）だけが、歴史的な領域、先祖伝来の居住領域と法律的に確定された国境の物神崇拝を否認する。この物神崇拝が払拭されないかぎり、事物の合理的な理解に達することはない。それがわれわれの眼を曇らせることがなければ、すなわちすべての民族をそのものとして国家と直接の関係に置くならば、講和を結ぶ可能性だけでなく、要請も生ずる。この事情は帝国議会にのみ現われている。諸種族（*Volksstämme*）を平和な共同事業へと導くことが、ここでかろうじて成功する。だが州議会で議会活動を継続するために、帝室直属地に帰郷する代議員たちはほとんどないので、強い興奮とともに数か月かかって仕上げられた、民族的平和の貞女ベネーローパの織物は数日の間にたちまち引き裂かれる。ただちにすべての党派は転換させられ、すべてのよき意図は消え去り、すべての希望は埋め去られる。州議会を持つ帝室直属地はオーストリアにおける民族的問題の解決の最大の障碍である。

故郷でドイツ人にしか出くわさないチェコ人は、帝国議会では他の7民族(Nationen)と向き合い、7民族と対峙し、自民族が絶対でないことを知る。彼は歴史的な州の議会場へ帰ってくる。ここベーメン王国では、62.8%の民族同胞が、37.2%のドイツ人に向き合っている。彼は、ここでは自分を無制限の主人だと感ずる。この国家の断片を彼は愛している——当然にも。マイノリティの保護——何だそれは！ 他の小さな州ではチェコ人がマイノリティであるということが、自分の議事堂にいる彼に何の関係があるのだ？ ここでは彼が主人であり、そうあり続けるつもりだ。シュタイアーマルク、ケルンテン、チロルでは、ドイツ人が、ベーメンやメーレンでのチェコ人と同じ役割を演ずる。すでに一つの帝室直屬地に3民族が共存しているところでは事情はまだまだ。二つの民族がほぼ拮抗しているところでもそうである。帝室直屬地の諸民族(Völker)のパーセンテージが接近しているほど、共存している民族の数が多いほど、諸民族は平和愛好的である。しかし州境が、非常に馬鹿馬鹿しい比率で、民族の一部を、分割したり結合したりしている。

この帝室直屬地は鬭争の絶え間のない刺激物である。ここでは、血生臭い多数者支配からマイノリティの単純な覇権や不法な支配にいたる、複数の民族の共存によってひきおこされる可能性のある考えうるすべての不和が繰り返される。この事情は身近なもので、選挙人の幻想を支配し、遠くの帝国議会のあらゆる影響を否定する。

だがその上に、それは個々のどの民族にも混乱をもたらしている。例えば、ドイツ人はすべての帝室直屬地に散らばっていて、その領域は、ロシアルーマニアの国境からアドリア海まで、チェルノヴィッツからトリエステまでに及んでいる。彼らがマイノリティであるところはどこでも、彼らは帝国議会に訴え、州マイノリティの保護のための帝国権限を要求する。だが彼らがマジョリティであるところでは、オーストリアのドイツ人であるだけでなく、シュタイアーマルク人、チロル人等であり、そこでは民族的敵対者の抑圧のために州権限を用い、そこでは彼らは帝室直屬地自治論者である。かくしてニーダーエスターライヒの州議会は、チェコ人の学校設置権を拒否し、それによって、プラハのドイツ人をチェコ人の抑圧にゆだねてしまうことに少しも苦しむことがないのである。確かにそれは、ニーダーエスターライヒのドイツ人によってのみ選ばれていて、プラハのドイツ人によって選ばれているのではないのである。州議会こそが、抑圧の方法を民族的政策のなかに持ち込んでいるのである。

この非一貫性はドイツ人を分裂させ、ドイツ人の無力の真の原因となる。オーストリアの全ドイツ人は、幾つかの南チロルの村落をイタリア人に放棄すれば、彼らと折り合うことができたかもしれない。オーストリアのドイツ人が少なくともイタリア人との協調を見いだせたなら、世界戦争の状況はどんなに変わっていたであろう？ チロルの州公民(Landesbürger)はそれができなかった。なんらかの点でドイツ人が他のすべての民族(Nationen)と衝突すると、対立は7回繰り返される。偏狭な田舎根性は、民族の全体利益と衝突する。ドイツ人には、イタリア人およびルテニア人と一緒になり、あるいはチェコ人と一緒にすべての民族を支配する可能性があったかもしれない。スラヴ人によって、より大きな対立が生ずる。チェコ人とポーランド人は帝室直屬地のマジョリティであり、それゆえ歴史的な州の統一の熱狂的な支持者である。だが他のすべてのスラヴ人はマイノリティだから、それに反対している。ドイツ人がベーメンで要求していることを、帝国全体にとっての要求とし

て掲げれば、チェコ人とポーランド人の反抗を永遠にしずめることができたであろう。ドイツ人にとって支配の可能性はさまざまにあった。だが田舎根性は大きな目標のための小さな犠牲を許さなかった。

帝室直属地はハプスブルク君主国の敵である。それは国土回復主義者の温床であり、絶望したマイノリティと無分別なマジョリティをつくりだす。だが帝室直属地がその民族的な多数者に優越の希望をつくりだすがゆえにこそ、すべての帝室直属地の多数者は、それゆえ帝国議会の多数者も、それに固くしがみついたのである。ドイツ人でさえ！北ベーメンはベーメン王冠の圧迫のもと逼塞し、助けを求めている。だがドイツ人のアルプスは、シュタイアマルク人、ケルンテン人、チロル人のままだでいることを望んでいる。この過去の亡霊、州の統一という幻想がなくならないうぎり、民族の平和はない。1901年に私は次のように書いた。「その時が近づいている。チロルの州議会は妨害を受けている。ガリツィアの州議会ではルテニア人が禁断の武器を取って立ち上がった。激怒したマイノリティの妨害は徐々にすべての混合言語地域の州議会を休止させるだろう。妨害は、帝国議会においてその任務を果たした。いまやそれは州議会の死刑執行人の役を始め、巡回するであろう。」かれこれするうちに、この予言は文字どおり実現され、いまやまるまる10年開かれていないベーメンの州議会をはじめとして、妨害はすべての混合言語地域の州議会を例外なく破壊した。帝室直属地の分割は実際には不合理におこなわれた。この政治的な死体をまた掘り出し電気療法をしようとする政治家は目の見えない者であろう。

第21節 民族的文化同輩団体と民族自治

慣習的な帝室直属地分割は、民族的問題の克服のための国法の適切な手段としては、拒否されるであろうが、二つのことについてはまだ最終的な判決は下されていない。まず地方分割一般の問題について。研究課題として残っているのは、どのような国家の領域分割がその行政の必要から要求されねばならないのか、民族的見地からは拒否される州分割さえ、国家行政の理由からは維持されねばならないのか、あるいはその代わりに別の領域分割がなされるべきなのか、である。第二は、民族とその定住領域との結びつきの問題ではない。諸民族(Nationen)がまったく定住領域の法的秩序なしですますことができるのか、そうでないなら、行政管区の区画によってその空間内の共生はいかに整序されるべきなのか。帝室直属地の境界を拒絶することで、どの区画をも拒絶することは、文字どおり盟の水とともに赤子を流すことである。第12節でとりあえず略述したように、民族(Nation)を純粋な文化共同体と見る理解はこのような極端な結論をひきだし、その際属人原理に立脚する。この原理の誇張は民族を惑わして、民族の多くの本質的メルクマールを、それとともにその重要な政治的要求を、なかでも歴史のこの局面で最も顕著な要求である特別な国家性への志向を見過すことになる。単なる文化的な民族的同輩団体(Nationsgenossenschaft)は、民族をいわば国家の外部に置き、民族を脱国家化する。それは、アメリカの立法が宗教共同体を脱国家化しているのと同じことであり、この立法がその領域で今日なお諸民族を処理しているのと同じことである。私が「民族同胞の私的団体」と呼びたいアメリカの見本は、ある種の思考には手本となりうるが、ヨーロッパの諸民族の要求とはまったく相反している。民族的—文化的理解は、国家と民族との間の概念的および実際的な対立

を完全な対立にまで押し進めるが、他方、時代は民族の国家化と国家の民族化、それゆえ両者の理性的な相互構成をいっそう望んでいる。

この理解の思考上の欠陥は次のことにある。属人原理は、諸民族を互いに区別するための法的方法的応急策（区別原理）としてでなく、民族の秩序の唯一で最後の原理として扱われることである。民族団体の区別は機械的な第一歩にすぎない。区別された身体は区別された皮膚だけでなく、内部機関をも必要とする。区別原理とならんで、組織原理、権限範囲、連合様式に注意すべきであることについては、第12章で既述した。この三つの主要問題は、民族的—文化的理解によっては見過ごされてい

たり、過小評価されている。

とりあえずわれわれの方向付けのために——正確な叙述は次の二つの節にある——、まず区別された民族団体によって何を始めるべきなのかということを考えてみよう。この理解は民族団体を国事上の問題から切り離している。それは独立していると仮定しよう。それは一体どのように設立されねばならないのだろうか？ その百万人単位の共同体を管理するために、まず下位編成がなされねばならないが、それは領域においてしかできないであろう。だからそれは、民族的ゲマインデ（Nationalgemeinde）と民族的郡（nationale Kreis）をつくらなければならない、これらの郡を州領域に従ってまとめなければならない、この領域的下部編成を帝国組織に組み入れなければならない。それが選んだ管区分割が国家的分割と競合することが、すぐに示されるかもしれない。それが確執や永続的反抗を引き起こさないように、その分割は明らかに国家的分割に適合するようにされ、接合されねばならないであろう。

それが各管区に特定の権限を割り当て、つまり例えば民族的ゲマインデに学校建設や学校の建物維持の権限を、民族的郡には人的および物的な学校税と学校の監督等々を割り当てる。各民族の生活ミニマムは民族学校のなかにある。教育行政が国家行政の一部であること、国家がすべての学校を民族の私立学校であると宣言していても、教育立法や監督を放棄することはできないということは、すぐに明らかになる。ヴィーンにおけるチェコ人私立学校の騒ぎを考えるだけでよい。国家外部の単なる民族的—文化的自治によっては、民族抗争は終わらず、むしろ組織されることになる。この例で何が最重要かがはっきりとわかる。従来の国家的な権限の内容を二つの権限領域に、国家と民族とに分けることである。その際、民族そのものは明らかに部分国家—構成国家となるのである。

民族全体（Nationsganze）が純粋な属人原理の基礎の上につくられたなら、そこではじめて、オーストリアという国家のなかで8民族（Nationen）が共存するであろう。そこで、彼らがなんらかの方法で互いに結びついている必要がないのかという問題が発生するであろう。この8民族は、あたかも神秘的な権力のように彼らのうえに浮かび、彼らの間を調停し、総じて彼らについて判決を下す国家体制を、彼らの団体だとは見せせない。そこではじめて、国家が8民族の連合、すなわち各肢体が整序された仕方

で国家権力に参加している法的な団体以外のなものでもない、ということが明らかになるであろう。だから民族的文化的同輩団体は、おのずと連合国家的秩序にたどり着くに違いない。長い闘いの後にいつか遂行されるに違いない結果がよりよく先取りされ、民族があらかじめ国家的管区分割、国家的権限分割、憲法秩序に受け容れられるのが、明らかに認められる。そしてまさにこの三つの課題、組織、権限、連合こそが最も重要なことなのである。それらに重点が置かれるべきであ

り、それらにとって属人原理による分離は、非常に重要ではあるが、せいぜい一つの応急策でしかない。民族的文化同輩団体理念の支持者はその目標を等しく民族自治と特徴づけ、私をその理解の創始者として利用している。私はこのような利用を断固として拒否せねばならない。私は民族自治を、民族の国家類似の構成、構成国家としての設置、多民族連邦国家としての全体国家の秩序だと理解している。この著作の第一版で、つねに私は、国家と民族の分離ではなく、その相互編成に重心を置き、国家主権への参加を要求した。

したがって、民族自治は決して現代の最大の問題の一つをなくすための万能薬の幸運な発見ではなく、いわば形式的な法的な策である。属人原理を解決の鍵として用いようとしても、同様であろう。第一版で私が法学的に基礎づけたように、民族自治は民族および国家の存在全体を把握し包含する。そしてその歴史と歴史的なすべての解決可能性を、それが今日および将来において有効な限り、吸収するのである。それはなお詳細に明らかにされるであろう。それによって、第12節で提示された、パラツキーの意味でのエスニックな秩序という民族自治がまずその形を表すこと、それが他の面では国家の行政の必要に、全体の秩序と力に対応することが、認識されるであろう。民族自治は、一面では、オーストリアに集まっている8民族(Völker)が、その特性と独立を保持し発展することを許し可能にする。同時にそれは、他面では、今日および近い将来を左右することを、すなわち強大な経済-社会国家となることを、諸民族に保証する。この二つの目標を同時に達成することは、われわれの政治の高度な課題であり、同時に完成すべき偉大な事業である。二つの目標の間の思想的および実践的な混乱のなかによるめいて、今日は諸民族を満足させるために国家権力を切り刻み、明日は国家を高めるために諸民族を打ちのめすなら、それはおぼつかない。明瞭さと確実さは、ここで弁証法的に振る舞うことでしか、勝ち取れない。われわれは、あたかも国家が存在しないかのように、まず民族をそれ自体として知り、その欲求と意志を何が必要とするかを確認するであろう。第3篇は、民族理念の要請(公準)を説明する。諸民族を知った後で、われわれは国家を呼び出す。われわれは、国家の形而上学的な概念、雲の間から呪文で呼び寄せられる精霊をそこに見いだすのではなく、経済的および社会的な共同体を、それがいかに歴史によって与えられ、現代の国家の発展によっていかなる方向にむけられているのかを、見るのである。だからわれわれは、経済-社会国家とその行政の要求を、今度はあたかも民族が存在しないかのように、あるいは国家が民族を宿らせているかのように、知るのである。それによって、われわれは将来の行政形態の諸任務を描くであろう。この研究には、整序された国家行政の公準を示している第4篇が役立つ。

われわれが二つの部分を別々に知り、各部分の生存-発展の必要を知った後で、はじめて両者を互につき合わせ、両者が共存でき発展できるのか否か、またどのようにそれが可能なのかを、明瞭かつ確実に証明することができる。このつき合わせは、第5篇でおこなわれる。そこでは、国家の要求と民族の要求の妥協、それゆえ将来の、不可欠の、緊急の憲法改革の基本線が問題となる。

第2部では、民族自治に役立つべき個々の諸制度が描かれる。「民族自治の諸機関」という表題である。この部は、第一版のもともとのプランでは、全著作の第3部となるはずの対象を解決する。読者がこの長い道程を歩き通したら、諸民族の法的存在と同時にその力強い共同性が保証されるなら、あれこれの多民族国家でいかに巨大な創造的仕事が行われうるのかということが、まったく明らかに

なるであろう。

[原 注]

- [1] Renner, “Der deutsche Arbeiter und der Nationalismus”. Untersuchungen über die Grösse und Macht der deutschen Nation in Oesterreich und das nationale Programm der Sozialdemokratie. Wien, Volksbuchhandlung, 1910.
- [2] チェルニヒは、当時ドイツ人と自覚していたユダヤ人を1000分の46とかぞえているので、アーリア系のドイツ人は38万6千人となる。
- [3] Rauchberg, “Der nationale Besitzstand in Böhmen”. Leipzig, 1905.
- [4] この著作の元来のプランでは、「経済および社会問題としての民族」は第二巻で扱われることになっていた。私がこの目論見を実行をすることは、多くの障害によって妨げられた。それにもかかわらず、オットー・パウアーの本とラウフベルクの研究は、わたしのこの仕事の大きな部分を減らしてくれた。第三巻は、「民族自治の諸制度」という標題になり、一国家における多民族の共生を可能にする具体的な国家のおよび法的制度を明らかにすることになるかも知れない。それはこの本の第2部で略述されている。
- [5] A. v. Oncuil, “Zur österreichischen Nationalitätenfrage”, Separatabdruck aus der “Zeit”, Wien, 1898.
- [6] 残念ながら、かの古くさくなった草案をしのぐわが国家官僚の発明の才と独創力は、1901年以来全く発揮されていない。
- [7] ドナウ君主国の国家共同体を創出し維持してきた諸事情については、私が自著『オーストリアーハンガリー君主国の基礎と発展』で示しておいた。ここではそれを指示するにとどめる。
- [8] 一読の価値のある小冊子 “Die Verfassung als die Quelle des Nationalitätenhaders in Oesterreich”. Studie eines Patrioten. Wien und Leipzig 1897. “Grundzüge für eine ‘endgültige’ Lösung der Nationalitätenfrage.” Ebenda 1897. “Ergänzung der Verfassung Oesterreiches”. Ebenda 1898. においてである。
- [9] 被選挙人だけでなく、選挙人も、別の団体に分かれる場合に、クリアは完全である。